**平成２４年（フ）第１１５３号**
神戸市垂水区狩口台２丁目２番302号
債務者　小山加代子
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１９号**
神戸市兵庫区馬場町19番13号　ガーデンさくら２Ｆ、従前の住所高知県土佐清水市下ノ加江211番地12
債務者　村田　裕文
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第２０号**
神戸市中央区北本町通３丁目２番１―1305号
債務者　松下　一美
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第２７号**
神戸市灘区国玉通４丁目５番６号　国玉マンション201号
債務者　吉田　洋子（旧姓毛綱）
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第７８２号**
兵庫県尼崎市武庫之荘５丁目15番５号武庫之荘ハイツ２－Ｂ
債務者　坊野　法子
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２５年（フ）第２１号**
兵庫県芦屋市東芦屋町３番６―302号
債務者　山本　大介
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第６６７号**
広島市安佐南区古市３丁目14番３号
債務者　津村美智子
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１１４０号**
広島県安芸郡熊野町出来庭４丁目15番５号
債務者　下馬場広幸
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１２１０号**
広島市安佐南区八木４丁目５番20―101号Ｂ
債務者　竹原　昌枝
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１２６２号**
広島市佐伯区五日市町大字美鈴園14番地12
債務者　尾川　里実
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１２８４号**
広島市安佐南区東原３丁目32番15―206号
債務者　浦上　善正
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１３５６号**
広島市安佐南区長束３丁目39番７―203号
債務者　渡辺　昭彦（旧姓仲村）
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１号**
愛媛県宇和島市保手１丁目６番３号　若松アパート207
債務者　濵田　和子
1　決定年月日時　平成25年２月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
松山地方裁判所宇和島支部

**平成２４年（フ）第２１号**
長崎県対馬市美津島町大山228番地
債務者　小田美津子
1　決定年月日時　平成25年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

**平成２４年（フ）第３９９号**
宮崎市大字熊野10284番地
債務者　湯地　弥生（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成25年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第１４７号**
宮城県大崎市古川江合寿町２丁目１番５－２号
債務者　吉田　加奈
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２５年（フ）第１号**
福島県白河市鬼越77番地１　市営５―305号
債務者　大木　　稔
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
福島地方裁判所白河支部破産係